

平成 24 年度 柔道整復療養費等の改定について

1. 「議論の整理」(平成 23 年 12 月 6 日 社会保障審議会 医療保険部会)(抄)

6. 給付の重点化・制度運営の効率化

(療養費の見直し)

- 柔道整復等の療養費について、審査体制の強化などその適正な支給を求める意見が多かったこと、会計検査院等からも指摘を受けていること、療養費は国民医療費の伸びを近年上回って増加している現状などを踏まえ、平成 24 年度療養費改定において適正化するとともに、関係者による検討会を設け、中・長期的な視点に立って、柔道整復療養費等の在り方の見直しを行う。

2. 基本的考え方(案)

(1) 柔道整復療養費

- 平成 22 年柔道整復療養費改定の効果をみると、都道府県別の請求部位数について、なお 2 倍の格差が残存しているため、さらなる見直しを行う。

【多部位施術(現行)】

- ・3 部位目の施術は 70/100 に減額して支給。4 部位目以上は支給せず。

- また、平成 22 年の会計検査院の指摘において、「長期又は頻度が高い施術が必要な場合には、例えば、申請書にその理由を記載させるなどの方策をとること。」とされており、長期及び頻度の高い施術に対する見直しを行う。

【長期施術(現行)】

- ・5 月超の施術について、80/100 に減額して支給

【頻回施術(現行)】

- ・減額なし。

- 急性又は亜急性の外傷性の負傷に対する施術が支給対象とされていることを踏まえ、受傷初期段階での施術の充実を図る観点からの見直しを行う。

- その他、頻度が高い施術について支給申請書に理由書を添付する等の運用見直しを行う。

(2) あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの施術に係る療養費

- 療養費の額について、柔道整復療養費や国民医療費全体を上回り伸びている状況。
- 療養費の支給状況をみると、施術回数や往療回数等に都道府県差があり、あん摩マッサージ指圧について往療料(※)の占める割合が大きくなっている状況にあることから、それぞれの施術の特性を踏まえた見直しを行う。
 - ※歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給。
- その他、施術者に施術録の整備を求めるなどの運用見直しを行う。

參考資料

療養費改定について

療養費について

柔道整復療養費は、推計で約4,000億円程度となっており、内容としては捻挫が7割超を占めている。また、就業している柔道整復師数についても、平成12年度以降増加している。

柔道整復、はり・きゆう、あん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の推移(推計)

(金額：億円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国民医療費	321,111	331,289	331,276	341,360	348,084	360,067	374,000
対前年度伸び率	1.8%	3.2%	-0.0%	3.0%	2.0%	3.4%	3.9%
柔道整復	3,370	3,493	3,630	3,830	3,933	4,023	4,075
対前年度伸び率		3.6%	3.9%	5.5%	2.7%	2.3%	1.3%
はり・きゆう	162	191	221	247	267	293	317
対前年度伸び率		17.9%	15.7%	11.8%	8.1%	9.7%	8.2%
マッサージ	215	250	294	339	374	459	517
対前年度伸び率		16.3%	17.6%	15.3%	10.3%	22.7%	12.6%

(注1) 医療課とりまとめの推計

(注2) 平成22年度の国民医療費については、平成21年度の国民医療費に平成22年度のMEDIASの医療費(概算医療費)の対前年度伸び率を乗じて推計。

(注3) 柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の療養費の算出について

・平成22年度の柔道整復、はり・きゆう、マッサージについては、全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、船員保険、日雇特別被保険者、共済組合、については給付費の速報値等を基に推計し、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。

・平成21年度以前の全国健康保険協会管掌健康保険(平成20年9月以前は政府管掌健康保険)、健康保険組合、船員保険、日雇特別被保険者、共済組合、については推計値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。

なお、平成19年度以前の健康保険組合及び国民健康保険については、柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の統計が無いため、健康保険組合については、療養費総額の実績値に政府管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計、国民健康保険については、療養費総額の実績値に標本調査に得られた国民健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じて推計。

・また、平成21年度以前の船員保険、共済組合については、柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の統計が無いため、それぞれの療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

<療養費の支給対象>

○柔道整復師の施術

療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的要因による疾患は含まれないこと。なお、急性又は亜急性の介達外力による筋、腱の断裂(いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。)については、打撲の部の所定料金により算定して差し支えないこと。

脱臼又は骨折(不全骨折を含む。)に対する施術については、医師の同意を得たものでなければならないこと。また、応急手当をする場合はこの限りではないが、応急手当後の施術は医師の同意が必要であること。

○はり師、きゅう師の施術

療養費の支給対象となる疾病は、慢性病であって医師による適切な治療手段がないものとされており、主として神経痛・リウマチなどであって類症疾患については、これら疾病と同一範ちゅうと認められる疾病(頸腕症候群・五十肩・腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患)に限り支給対象とされていること。

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症以外の疾病による同意書又は慢性的な疼痛を主症とする6疾病以外の類症疾患について診断書が提出された場合は、記載内容等から医師による適切な治療手段のないものであるか支給要件を保険者が個別に判断し、支給の適否を決定する必要があること。

支給の対象となる疾病は慢性病であるが、これらの疾病については、慢性期に至らないものであっても差し支えないものであること。

○あん摩・マッサージ・指圧師の施術

療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によることなく筋麻痺・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について支給対象とされるものであること。

柔道整復療養費等の見直し

○平成21年11月 行政刷新会議の指摘

- ・ 柔道整復療養費は国民医療費の伸びを上回る勢いで増加。
- ・ 部位別請求の地域差が大きい。→ 多部位請求の適正化など給付の適正化が必要。



○平成22年療養費改定における対応(±0%、医科外来の改定率0.31%)

① 多部位請求の適正化

4部位目の給付率の見直し(33%→0%)

3部位目の給付率の見直し(80%→70%)

② その他の適正化事項

- ・ 領収書の無料発行を義務付け
- ・ 明細書については希望する者に発行を義務付け
- ・ 骨折・脱臼の医師の同意を施術録のみならずレセプトにも記載。
- ・ レセプトに施術日を記載。
- ・ 不正等があった場合に施術所の管理者だけでなく開設者の責任も問えるようにする。
- ・ 申請書様式の統一(経過措置あり、平成23年7月施術分より完全実施)

(参考)平成21年度決算検査報告(抜粋)(22年11月5日)

柔道整復師の施術に係る療養費の支給について(厚生労働大臣あて)

(中略)

3 本院が表示する意見

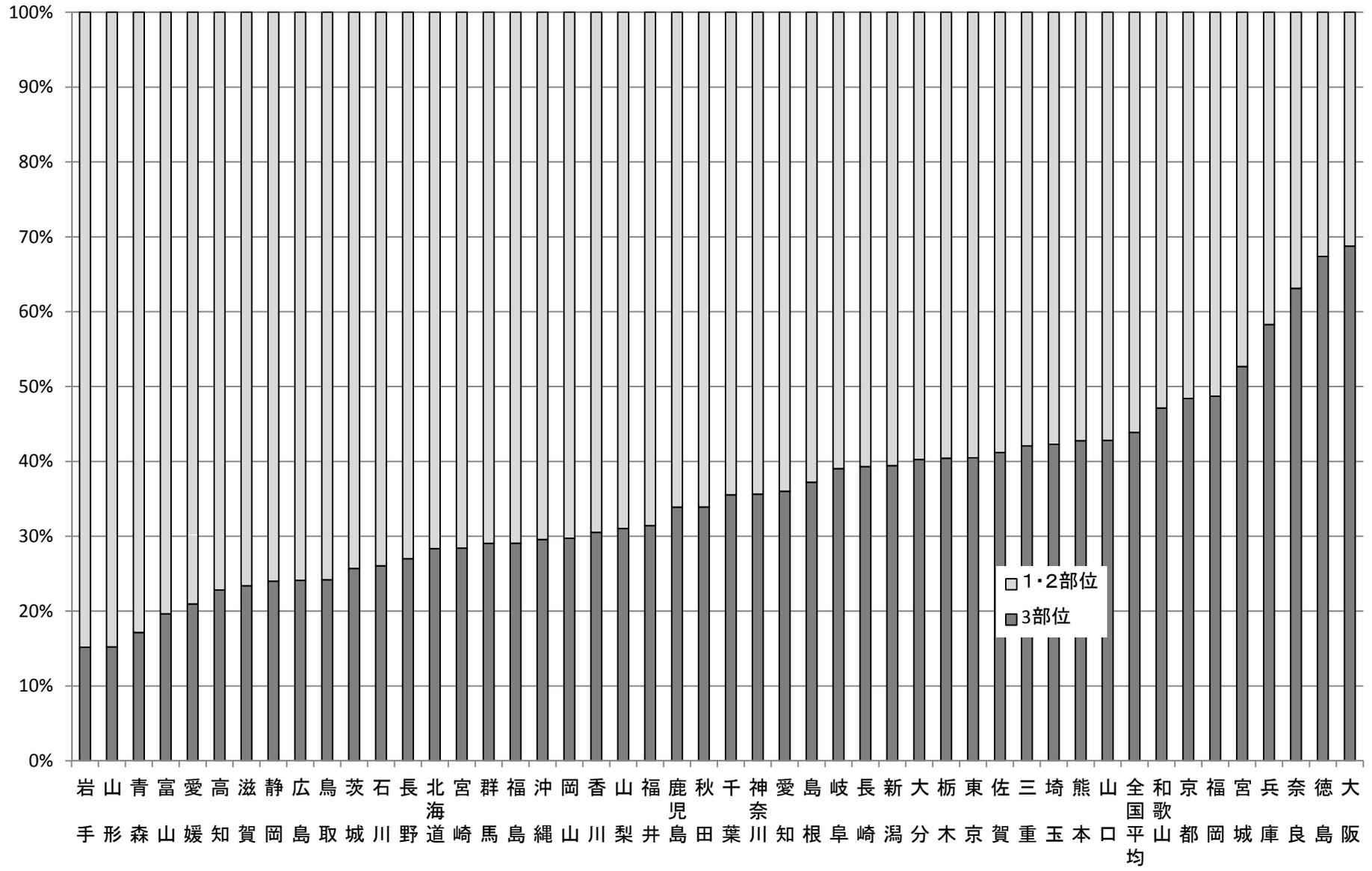
厚生労働省において、柔道整復療養費の支給を適正なものとするよう、次のとおり意見を表示する。

ア 柔道整復療養費の支給対象となる負傷の範囲を例示するなどして、算定基準等がより明確になるよう検討を行うとともに、長期又は頻度が高い施術が必要な場合には、例えば、申請書にその理由を記載させるなどの方策を執ること

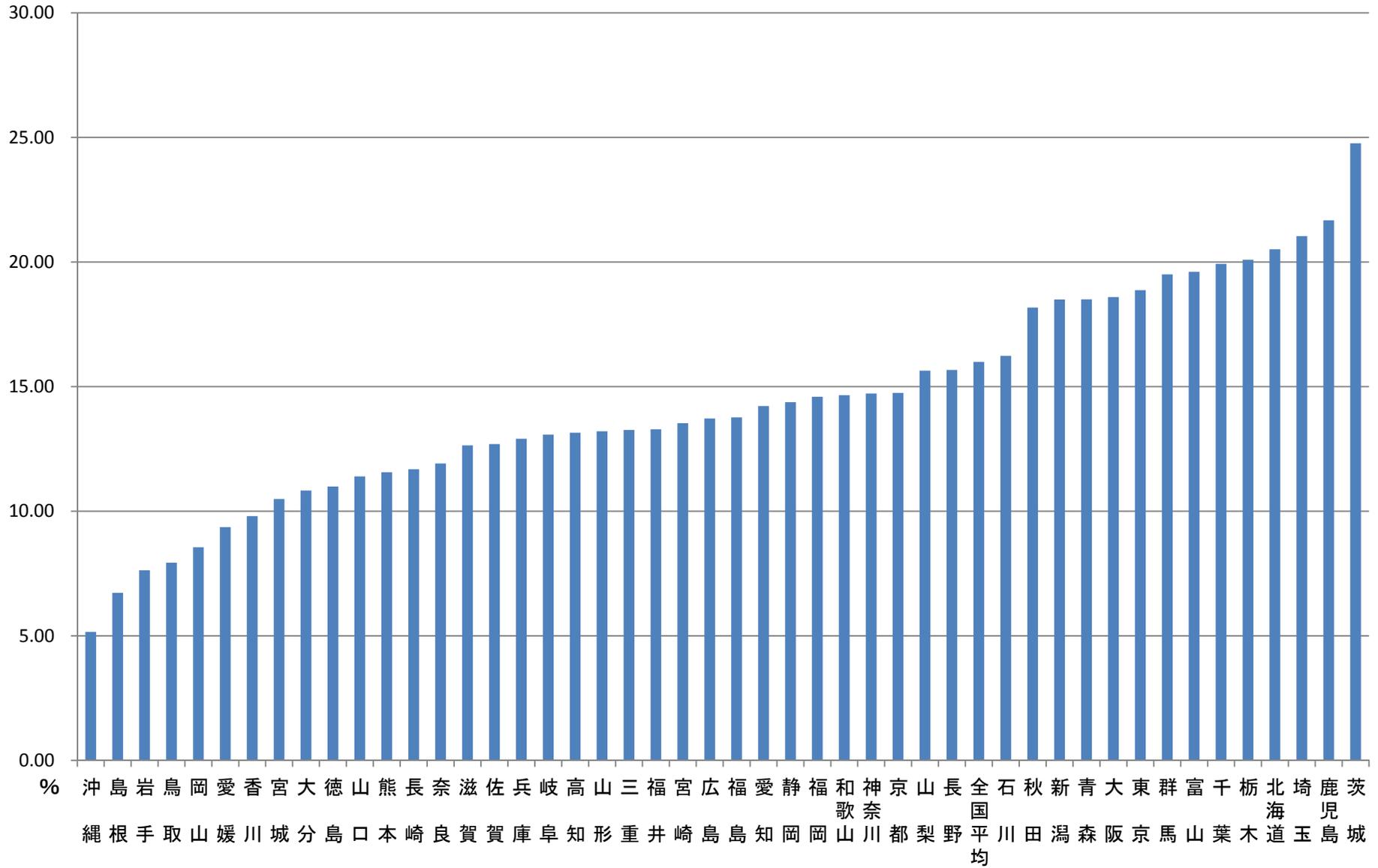
イ 保険者等及び柔整審査会に対して、点検及び審査に関する指針等を示すなどして、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた点検及び審査を行うよう指導するなどして体制を強化すること

ウ 保険者等に対して、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は柔道整復療養費の支給対象外であることを被保険者等に周知徹底するよう指導すること

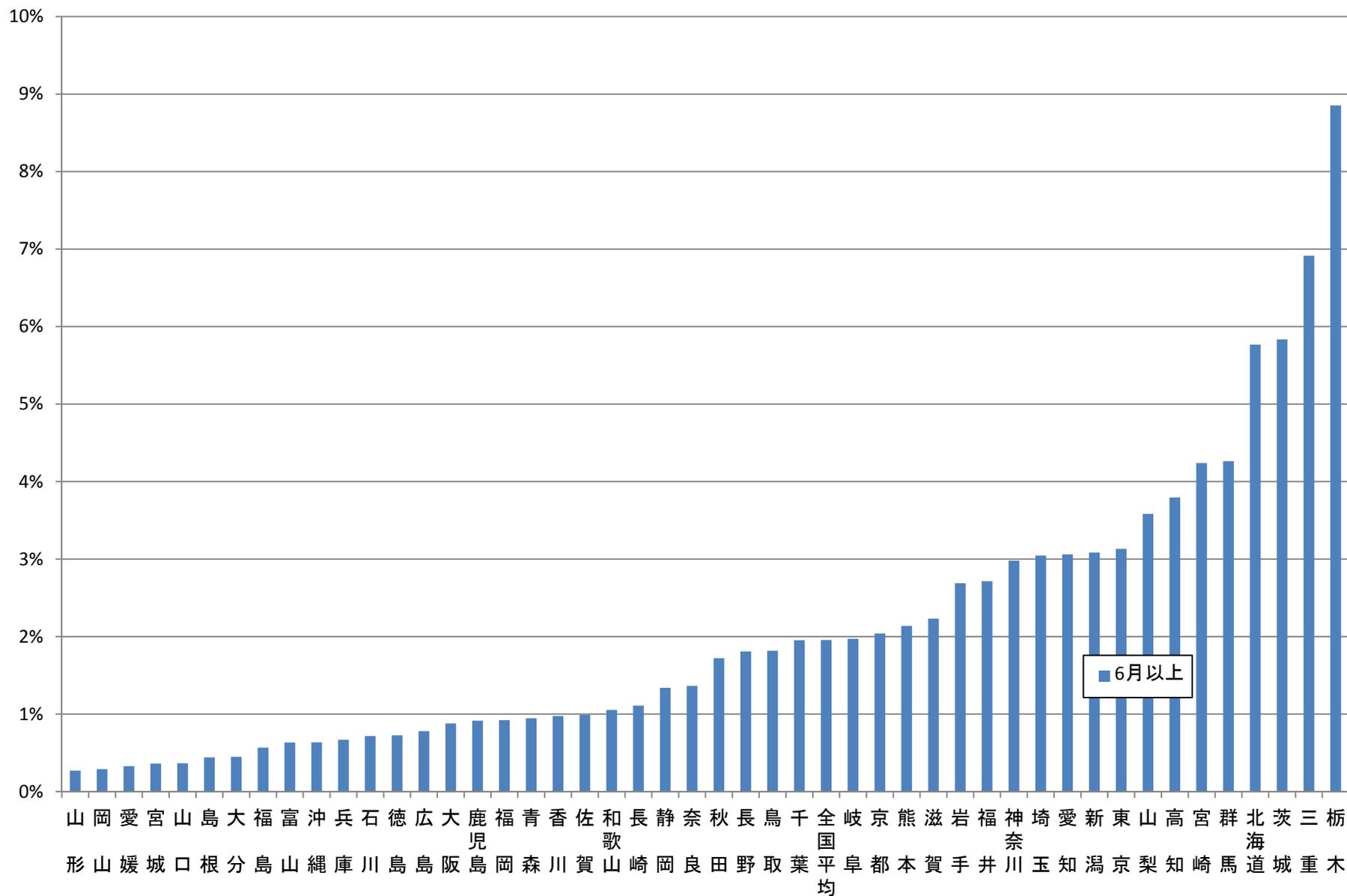
柔道整復療養費 都道府県別の請求部位数の分布 (平成22年度調査と平成23年度調査の平均値)



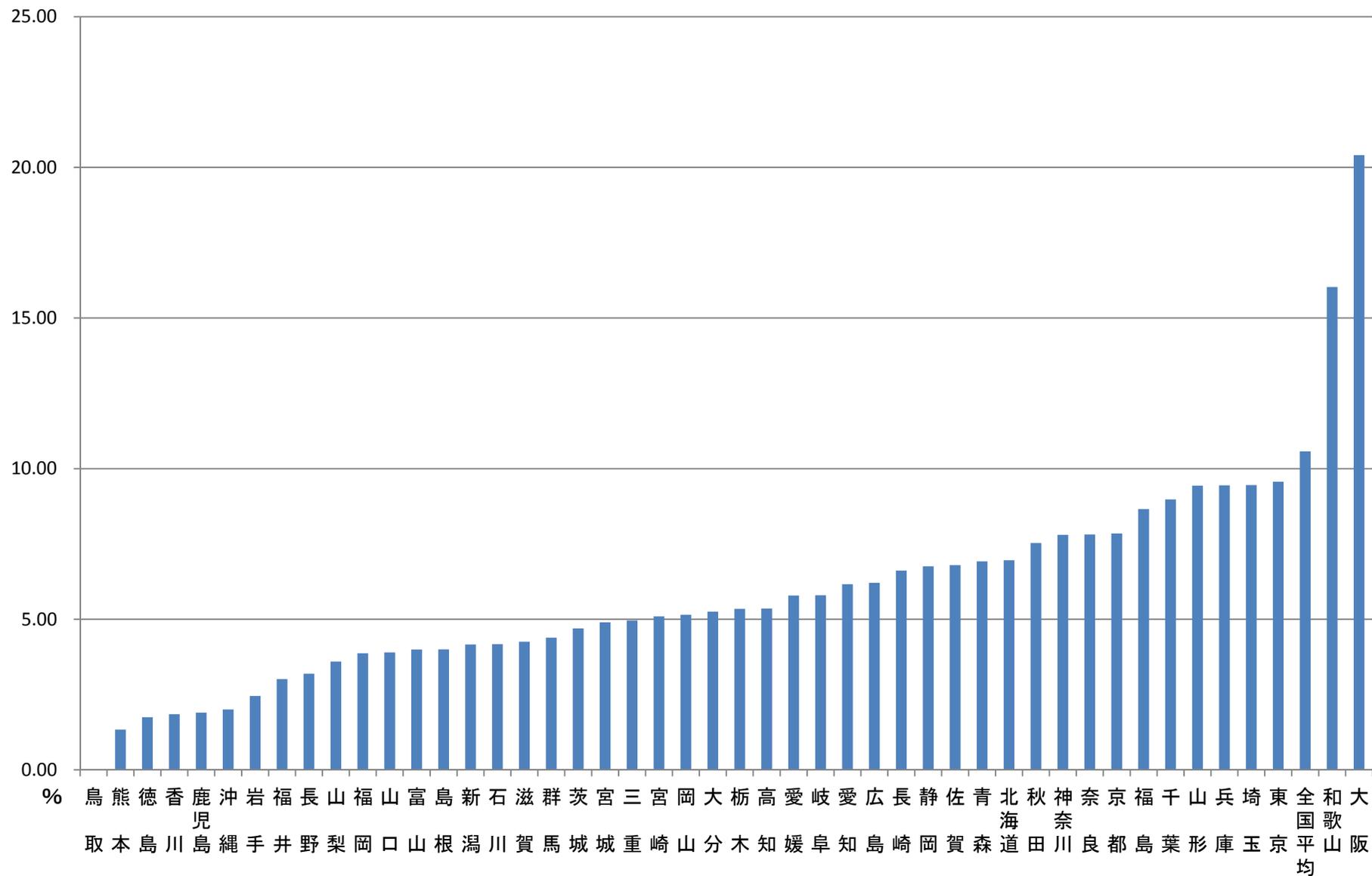
柔道整復療養費(打撲・捻挫) 都道府県別の施術回数(月11回以上)の割合
 (平成22年度調査と平成23年度調査の平均値)



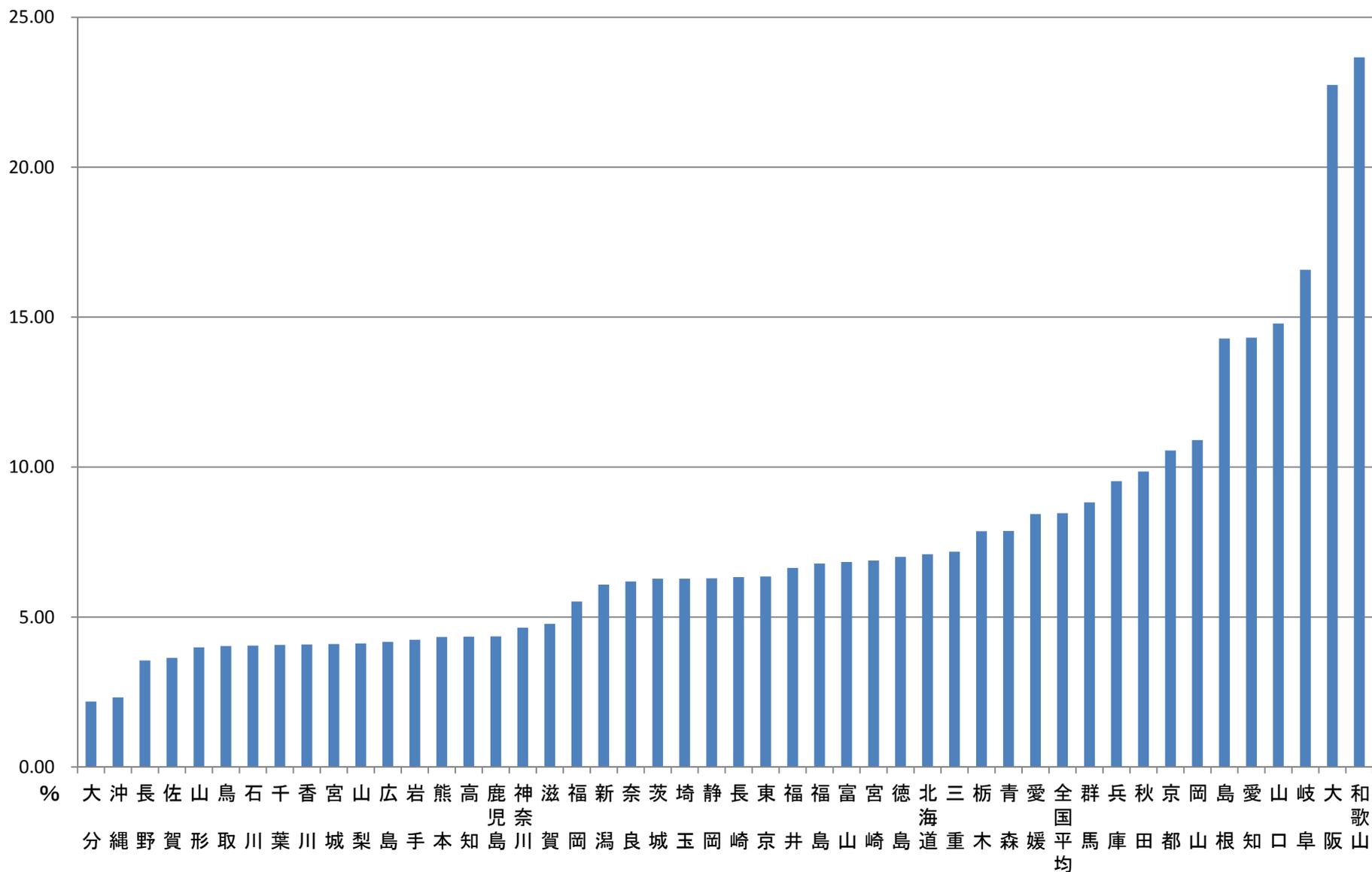
柔道整復療養費(打撲・捻挫) 都道府県別の施術期間(6ヶ月以上)の割合
(平成23年度調査)



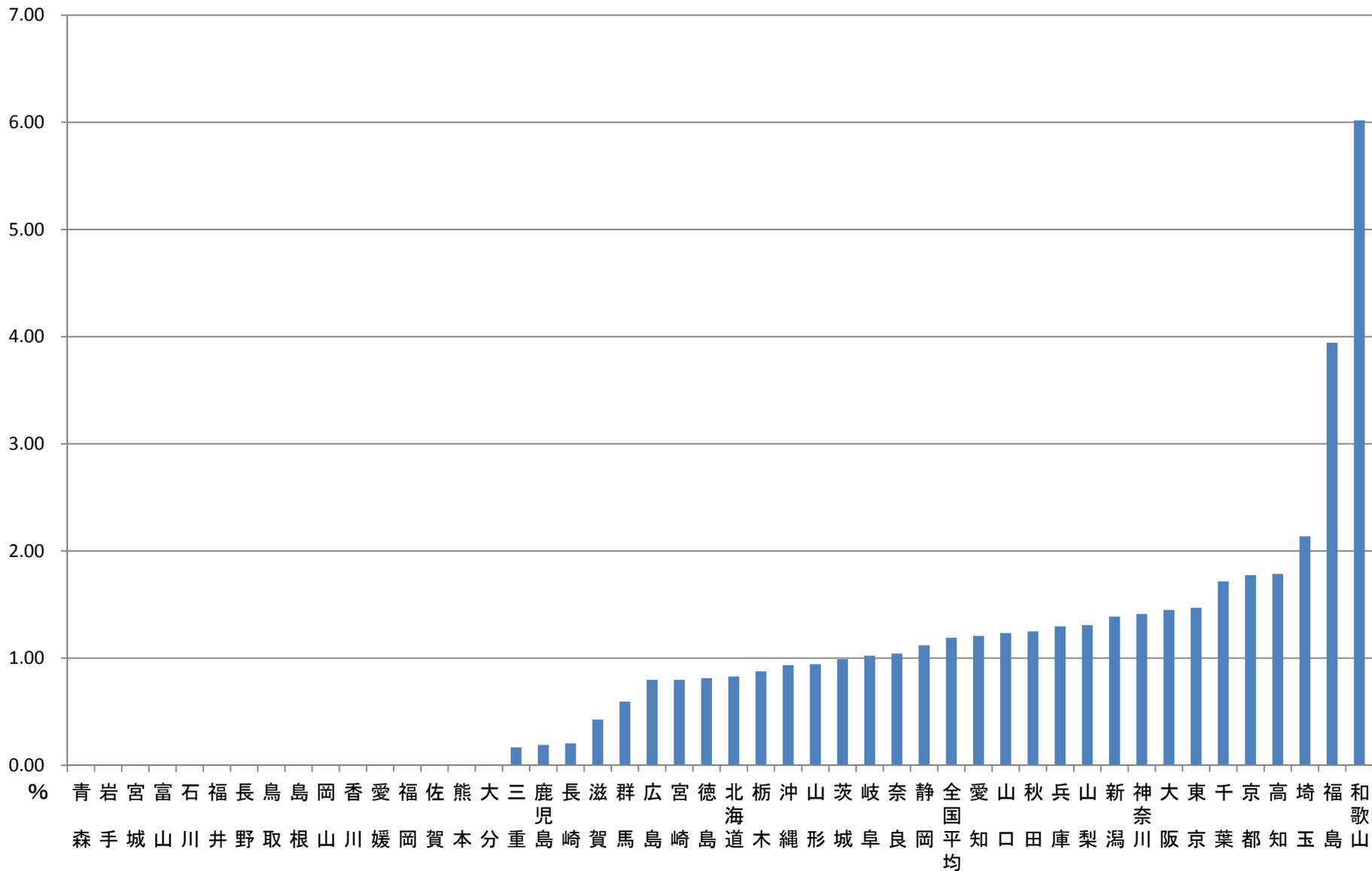
はりきゅう療養費 都道府県別の施術回数(月16回以上)割合
 (平成22年度調査と平成23年度調査の平均値)



あん摩マッサージ指圧療養費 都道府県別の施術回数(月16回以上)割合
 (平成22年度調査と平成23年度調査の平均値)



はりきゅう療養費 都道府県別の往療回数(月16回以上)割合
 (平成22年度調査と平成23年度調査の平均値)



あん摩マッサージ指圧療養費 都道府県別の往療回数(月16回以上)割合
 (平成22年度調査と平成23年度調査の平均値)

